

第2 千葉地域農林業の振興方針

1 基本方針

(1) 農業振興

ア 都市農業地域

市街化区域内農地やその周辺で、主に野菜・果樹経営が展開されています。都市農業を継続していくためには、限られた農地を有効活用し、収益性の高い農業を推進します。

更に、新鮮な農産物を供給する機能に加え、農地が形成する美しい景観、農作業体験、防災など農業が有する多面的機能について、地域資源や直売所などの地域拠点の活用により消費者に紹介します。併せて、学校給食への地域農産物の提供や農業者との交流などの食育活動を推進し、都市農業への理解を深める取組を推進します。

イ 平地農業地域

水稻を中心とした複合経営が多く、水田の基盤整備が進んでいることから、法人や大規模経営体の育成を支援するとともに農地中間管理事業の活用による担い手への農地の集積・集約化を一層推進します。

また、基盤整備事業の実施と併せて担い手を育成するとともに、地域内の担い手が不足する場合は、地域外からの参入希望者を担い手として育成し、水田農業の持続的発展を推進します。

更に、園芸産地では、省力化機械の導入、農地の集積・集約、計画的な改植、畑地かんがい施設の整備・利用を推進し、生産力の強化を図ります。

ウ 中間農業地域

谷津田での小規模な稲作に特用林産物や、直売所向け農産物の生産などを取り入れた複合経営が展開されています。

今後も地域の特性を活かした多様な農業経営の取組を支援します。

また、県内でも有数の大規模畜産経営が展開されていることから、経営の効率化や収益性の向上が図られるよう、施設整備や機械導入による生産基盤を強化する取組を支援します。

更に、有害鳥獣による農作物の被害は生産者の生産意欲を減退させる要因となっているため、電気柵等の防護施設の整備等を推進するとともに、中山間地域等直接支払制度を活用し、農業生産の維持を図ります。

(2) 森林・林業振興

ア 森林の整備

森林が有している地球温暖化防止機能などの様々な公益的機能を発揮させるため、高性能林業機械^{*}の導入による低コスト化、生産性の向上等を通して、林業事業体の経営基盤を強化することにより、雇用環境の改善に取り組むとと

もに、持続的な森林整備を推進します。

また、森林環境譲与税などを活用した市主体の森林整備等の促進のため、千葉県森林経営管理協議会と連携しながら、市町村間連携による森林整備等の取組を推進していきます。

更に、管理の行き届かない森林の増加や放置された竹の侵入による竹林の拡大などが問題となっている一方、都市部に残された森林は都市気候の緩和や騒音防止に寄与するだけでなく、地域住民憩いの場としてもその価値が認識されています。県民の財産である自然豊かな里山を守り育てていくとともに、その魅力を次世代に引き継いでいけるよう、地域住民や里山活動団体など多様な人々の参画による森林整備活動を推進します。

※高性能林業機械：主な高性能林業機械に、フェラーバンチャ、スキッド、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ、タワーヤーダ、スイングヤーダがある。

イ 森林の保全

令和元年房総半島台風等による被害森林の復旧や再生に取り組むほか、県民の生命・財産を守り、安全で住みよい生活環境の整備を図るための山地災害対策の推進や、インフラ施設周辺の森林における被害の未然防止を図る森林整備を推進します。

また、森林病害虫の被害対策などにより、健全な森林の保全を図ります。

ウ 林業の振興

県産木材の利用を促進するため、公共建築物をはじめとする幅広い需要拡大を目指します。

そして、森林や木材に対する県民の理解を促進するため、木育活動^{*}の支援を行います。

また、間伐^{*}しても木材として利用できない丸太や、令和元年房総半島台風等による被害木を含めた低質材^{*}を木質バイオマス^{*}資源として利活用を進めます。

なお、特用林産物に関しては、生産者への技術的支援を引き続き行うとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質により、一部の地域でかけられているしいたけの出荷制限解除に向けた取組を行います。

※木育活動：木材利用を通じて木材や森林の大切などに関する理解を促進する教育活動のこと。

※間伐：育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採(間引き)し、残存木の成長を促進する作業。

※低質材：森林の効率的な育成のために間伐された木、曲がったり芯が腐ったりしてしまった利用価値の低い木材。

※木質バイオマス：樹木の全部あるいはその一部から得られるバイオマスのこと。林地残材、製材工場などの残廃材(製材端材、おがくず)などがある。